

社会福祉法人わたらせ会役員等報酬、退職金、功労金及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わたらせ会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、当法人の役員等の報酬、退職金、功労金及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

2 この規程において、役員等の区分とは、理事長、常勤理事、非常勤の理事、非常勤の監事及び非常勤の評議員の別をいう。

3 この規定において役員等報酬とは、報酬、退職金及び功労金をいう。

(役員等の報酬年度総額)

第3条 評議員には定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 個々の評議員の報酬は、別表1のとおりとする。

3 当法人の全理事の報酬総額は、4百万円以内とする。

4 当法人の全監事の報酬総額は、20万円以内とする。

5 当法人の常勤理事の報酬月額及び退職金は、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(役員等の報酬の支給区分)

第4条 役員等に対しては、役員等の区分に応じて別表1により報酬を支給する。

ただし、当法人の職員である理事については、「社会福祉法人わたらせ会給与規程」に基づく給与を、法人の嘱託員等である理事については、労働契約に基づく給与を支給する。

2 役員等から報酬の受給を辞退する旨の申出があった場合は、報酬辞退届（別表2）を徴するものとする。

3 前項に規定する報酬の受給の辞退の申出があった場合は、報酬を支給しない。

(報酬の支給時期)

第5条 前条に定める報酬のうち、理事長及び常勤役員（当法人の職員及び嘱託員を除く。）の報酬の計算期間は、当月1日から当月末日までとし、支給日は翌月15日

とする。

2 前条に定める報酬は、就任した日の当月から退任した月まで支給する。

(退職金の支給基準)

第6条 理事長及び役員(非常勤の理事及び非常勤の監事並びに嘱託員の理事を除く。)が退任したときは、退職金を別表3のとおり支給することができる。ただし、当法人の職員である理事については、「社会福祉法人わたらせ会給与規程」に基づく退職金を支給する。

2 退職金の支給額は、前項の規定により計算したうえで、理事会及び評議員会で議決し決定する。

(任期途中の就退任の場合の退職金)

第7条 任期途中において就退任する場合は、その在任期間が1年未満の場合は切り捨てとする。

(退職金の支給方法)

第8条 退職金は最終退任時に合算して支給する。

(功労金の支給基準)

第9条 理事長は、在任期間中、特に功労があったと認められる常勤役員(職員及び嘱託員を除く。)に対し理事会の決議を経て別表4に規定する額を上限として功労金を支給することができる。

2 前項に規定する遺族とは、配偶者を第一順位者とし、配偶者のない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、の順位とする。なお、当該者が複数いるときは、代表者に対して支給するものとする。

(死亡時の退職金及び功労金)

第10条 役員が在任中死亡した時は、死亡時に退職金及び功労金を弔慰金として遺族に支給することができる。

(退職金の支給方法)

第11条 退職金については銀行口座振込により支給する。

(支給減額及び停止)

第12条 退職役員で、在任中に当法人に対し特に重大な損害を与えた者には、支給額を減額又は、停止することができる。

2 当法人の運営に支障をきたす恐れがある場合は、支給時期を延期、あるいは支

給額を減額又は停止することができる。

3 前各項については、理事会の議決により決定する。

(費用弁償)

第13条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第14条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

役職名	会議等の種類	報酬額(日額)
評議員	評議員会等への出席	6,000円
理事長	業務執行のため勤務した時	23,000円
	理事会、評議員会等への出席	6,000円
理事	理事会等への出席	6,000円
監事	理事会、評議員会等への出席	6,000円
	監査業務等への出席	6,000円

別表2（第4条関係）

社会福祉法人わたらせ会

理事長 小又 竜志郎 様

報酬等辞退届

社会福祉法人わたらせ会役員等の報酬、退職金、功労金及び費用弁償に関する規程第4条第2項の規定により、役員等に係る報酬につきまして受給辞退を申し出ます。

令和 年 月 日

申出者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

別表3(第6条関係)

退職金の支給基準

退任時の月額報酬 × 在任年数 × 係数

(係数は、理事長 3.0~3.5)

別表4(第9条関係)

役員の功労金の支給額

	役位	退任時の報酬月額	年数	係数
1	常勤理事	報酬月額	在任した年数	0.5~1.0
2	非常勤役員	20,000円	在任した年数	〃

※ ① 功労金支給額=対象となる報酬額×在任年数×係数

② 係数は、0.5~1.0の範囲で理事長は、在任期間中、特に功労のあったと認められる役員に対して理事会の決議を経て、上表に規定する額を上限として功労金を支給することができる。